

平和

とは？

～戦後

72年間と

これからの日本 

恵庭市立恵明中学校

3-5 中島 北斗

もくじ

はじめに

1ページ

1. 憲法と平和

2~10ページ

1-1 日本国憲法とは？

3ページ

1-2 憲法の構成

4・5ページ

1-3 憲法前文

6・7ページ

1-4 憲法9条

8・9ページ

1-5 1. 憲法と平和のまとめ

10ページ

2. 国際関係と平和

11~18ページ

2-1 日米安全保障条約

12・13ページ

2-2 サンフランシスコ平和条約

14・15ページ

2-3 領土問題

16・17ページ

2-4 2. 国際関係と平和のまとめ

18ページ

3. これからの日本

19~25ページ

3-1 集団的自衛権

20~22ページ

3-2 自衛隊の扱い

23ページ

3-3 9条改正

24ページ

3-4 3. これからの日本のまとめ

25ページ

おわりに

26ページ

使った本・資料

27ページ

はじめに

作っ たき、かけ

社会で 歴史では戦後について、公民では憲法について勉強しました。憲法内の人権についてはくわしくやりましたが、平和主義についてはそこまできわしくできなかつたので、戦後からの平和について自分なりに調べてまとめてみようと思。たからです。

最近のニュースでは西アジアの紛争やイスラム国、北朝鮮のミサイルなど、戦争になりそうなニュースが多いので、平和について改めて知ろうと思。たからです。



全体を通してのテーマ

これを読めば

平和について

人一倍理解できる

ノートを作る!

日本の国民の総ての権利の保障の定議の

1. 憲法

と

平和

下上平等、人種、社会的、身分、政治的、経済的、又は、民族的、又は、その、制度、は、ない。

1-1 日本国憲法とは?

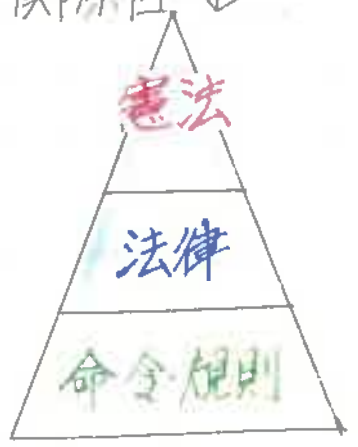
○日本国憲法の制定

日本の最初の憲法は、「日本国憲法」ではありません。1889年、ドイツを参考にして明治天皇により発布された「大日本帝国憲法」が日本で最初の憲法です。その後、日本は戦争へと進んでいきます。そして1945年8月15日、ポツダム宣言を受諾し、日本は敗戦しました。「日本国憲法」はこの時日本を占領していたGHQによる指導の下で作られ、1946年11月3日に公布、1947年5月3日から施行されました。

○憲法のカ

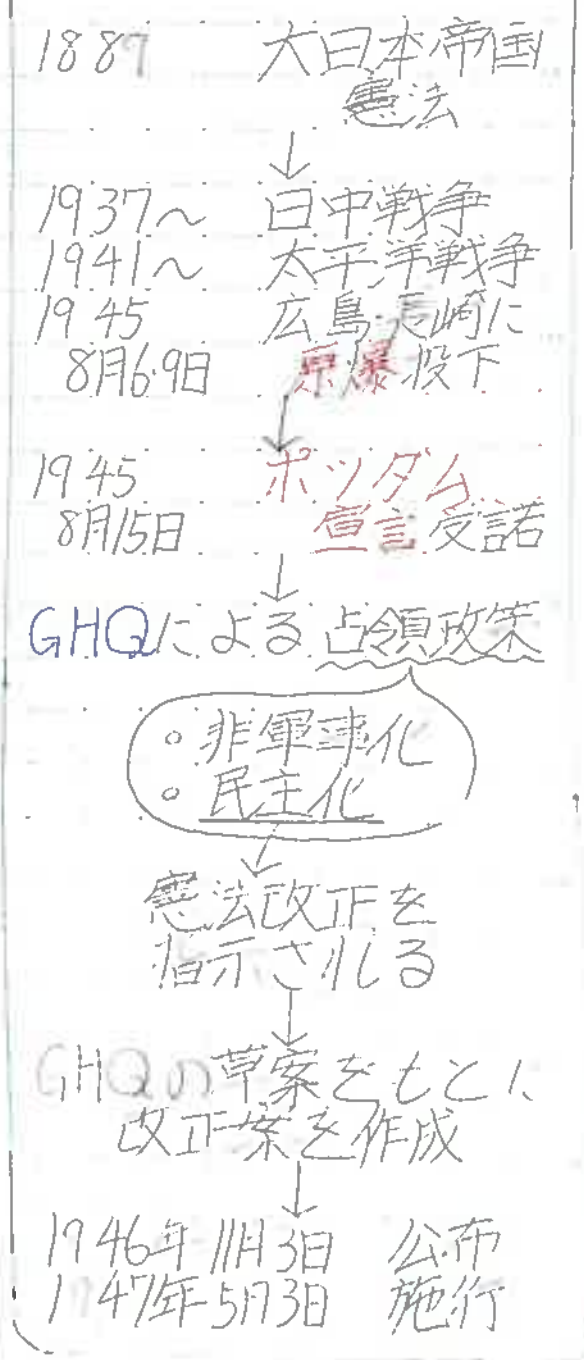
憲法前文、98条1項(下図)により、憲法は**最高法規**と定められています。これは憲法が国の法で最も強い効力を持ち、憲法に反する他の法は無効であるということです。

98条1項、日本の法の関係性 ↓



この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

~日本国憲法制定までの流れ~



1-2 憲法の構成

日本国憲法の構成

日本国憲法

前文

国民
主権

平和
主義

基本的
人権の
尊重

◦ 日本国憲法の構成 (左ページ図)

日本国憲法は、前文と3つの柱…三大原理から構成されています。

・前文… 1-3で詳しく解説

三大原理

国民主権 → 1条

…国民が間接的、あるいは直接的に、国家の最終的な意思決定を行なう権力を有すること。

平和主義 → 9条

…侵略戦争に反対し、平和の実現を目指す主義のこと。

基本的人権 → 11条、12条 (全体的な考え)

の尊重 …人間が、ひとりの人間として人生を送り、他者との関わりを取り結ぶため、最大限尊重されなければならない人権のこと。

また、全11章 (天皇、戦争の放棄、国民の権利及び義務、国会、内閣、司法、財政、地方自治、改正、最高法規、補則)、全103条によって成り立っています。

1-3 憲法前文

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

前文... 主権在民を明確にしながら、この憲法ができた経緯と、平和への決意が示されています。

。前文に示された平和主義

左ページの が引いてある部分が前文で平和主義が示された部分です。 言葉遣いは難しいですが、初めの恒久(永遠)の平和を念願し、という文が全体的な意味を表しています。

そして平和を愛する諸国民の ~ 安全と生存を保持しよつと決意した。から、平和については平和を愛している諸国民を信頼して、安全と生存を保持することを決意つまり、平和についてを国民に委ねていることがわかります。

また、われらは、平和を維持し、 ~ 名誉ある地位を占めたいと思ふ。の最後の一文からは、日本だけではなく、世界の平和を願っていることがわかります。

前文の内容

第1段落

→ 「自由のもたらす恵沢を確保... 基本的人権の尊重
「再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすること」... 平和主義
「主権が国民に存すること」... 国民主権
→が、憲法の三大原理である

第2段落

→上記のとおり、平和について

第3段落

→政治の普遍性
→自国中心主義の否定

第4段落

→日本国民が崇高な理想と目的を達成することを誓約

1-4 憲法9条

第9条〔戦争の放棄、 軍備及び交戦権の否認〕

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

9条とは？
憲法第1～103条のうち、平和について書かれた唯一の
部分。つまり、日本の平和についてがまとめられた大事
な文章です。

1項
国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の
行使は、永久にこれを放棄する。

→国の宣戦布告などによつて行う戦争、そして、その
ような法的形式をとらずに行う武力での威嚇、又そ
の行使→永久に放棄

普通、戦争をする
場合には、相手国に
宣戦布告しなければ
ならない。

前項の目的を〜これを認めない。
→前項の目的…戦争、武力の永久放棄、のために、戦
力を持たない（戦力の不保持）、交戦権を否認。

自衛隊は
戦力にならない？

条に対する論議
最大の論議対象に
なっている

自衛隊

→戦力にならないのか？

自衛権

戦力に当たるのか？

1-5 1. 憲法と平和のまとめ

- ・憲法の中では前文と9条で平和について書かれている。
- ・前文…三大原理のうちの1つに平和主義がある。
- ・9条…戦争と武力による威嚇、又行使は永久に放棄
戦力を持たず、交戦権を認めない。



まとめ
日本は

国の最高法規である憲法の中で

平和主義を宣言し

戦争を永久に放棄している。

→ 平和を目指す国である
ということがわかりました



2. 國際 關係之 平和



2-1 日米安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よって、次のとおり協定する。

第一条 締約国は、……

第十条 この条約は、……

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために 岸 信介 藤山 愛一郎
石井 光次郎 足立 正 朝海 浩一郎

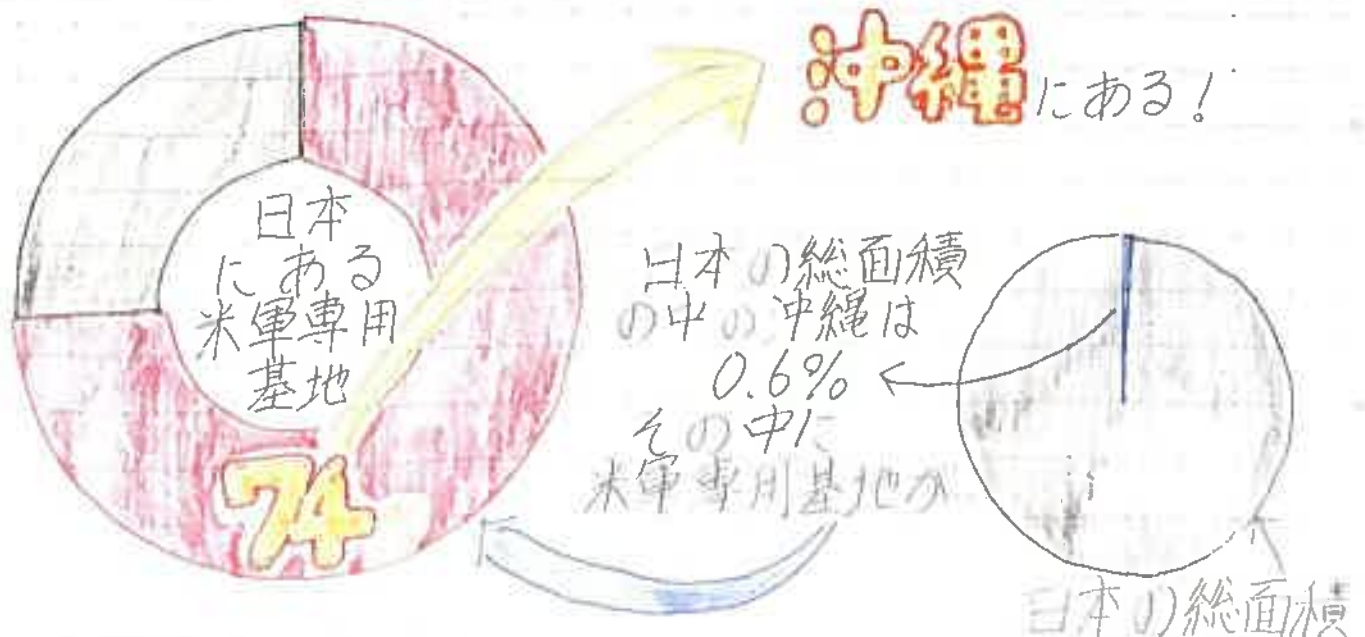
アメリカ合衆国のために クリスチャン・A・ハーダー
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パースンズ

日米安全保障条約... 1951年9月、吉田茂内閣により調印。
翌1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約(14ページ〜2-2)と同時に発効。1960年岸信介内閣により改定。

。沖縄占領の原因

現在、沖縄にはたくさんの米軍基地が残っています。(下図)これは、この日米安全保障条約の中で、日本へのアメリカ軍駐留が認められているためです。ですが、日本にいるアメリカ軍は、日本の安全を守るためにいるわけではありません。逆に日本を戦争に近づける可能性もあります。アメリカが日本に基地を置いてるのは、米国中心の世界秩序の維持存続のためです。そのため、アメリカがもし戦争を始めたら？基地が置いてある日本は無関係とはなりません。これは集団的自衛権(20ページ〜3-1)とも関わってきます。

この条約は、全体的に見ると、日本に危険が迫った場合、協力してもらえらるなどのことも書いてあります。そのため、悪い条約ではありませんが、もう少し国民全体が内容を理解する必要があると思います。



2-2 サンフランシスコ平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間でなければならぬことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

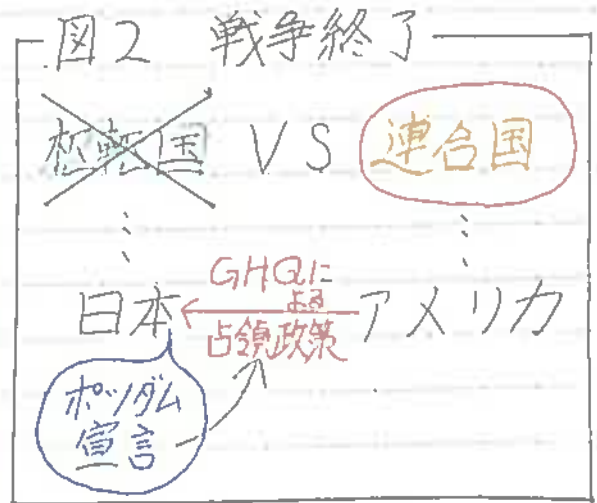
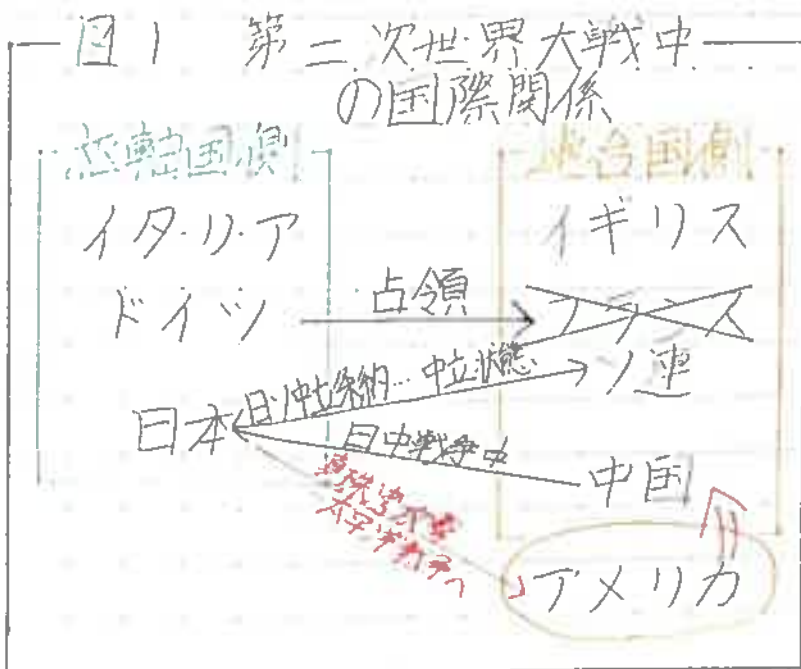
第一条

(a) 日本国と各連合国との……

サンフランシスコ平和条約... 1951年9月に締結し、翌1952年4月28日、日米安全保障条約(12ページ、2-1)と同時に発効。

・長い戦争時代の終了

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦に敗戦します。ですが、その後もアメリカのGHQによる占領政策により、日本の生活は元に戻りませんでした。(図1、図2)



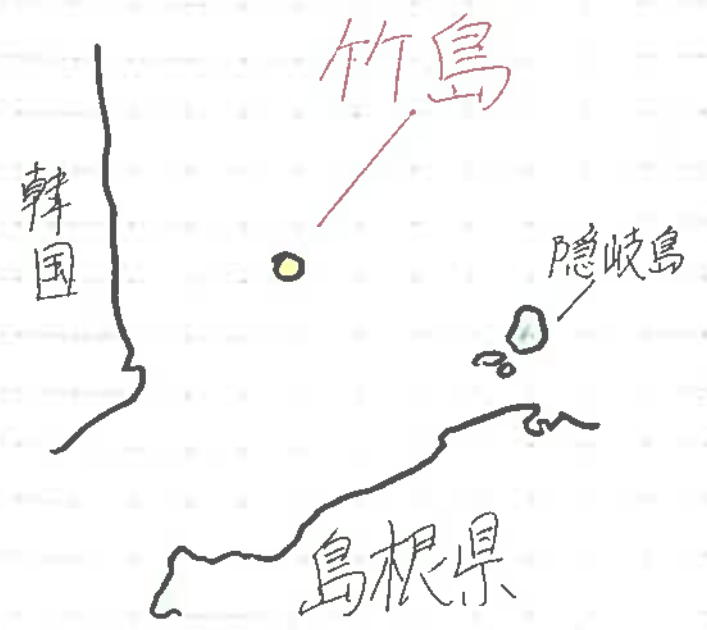
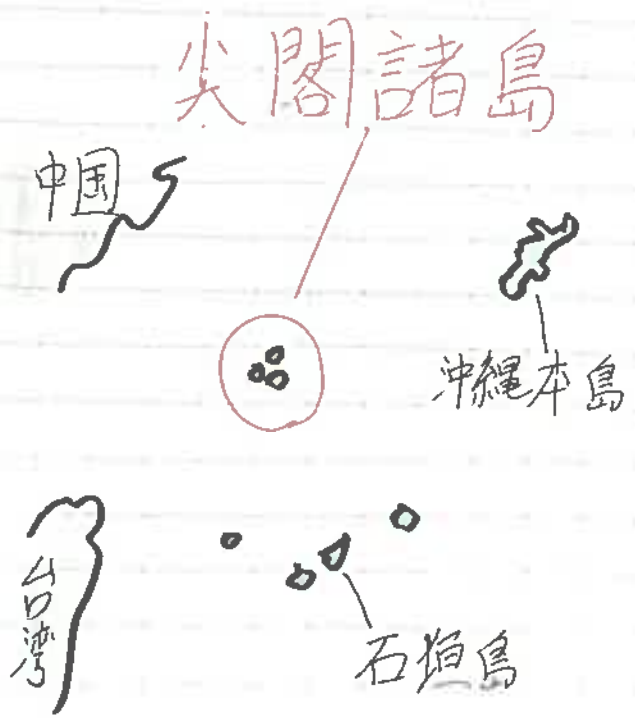
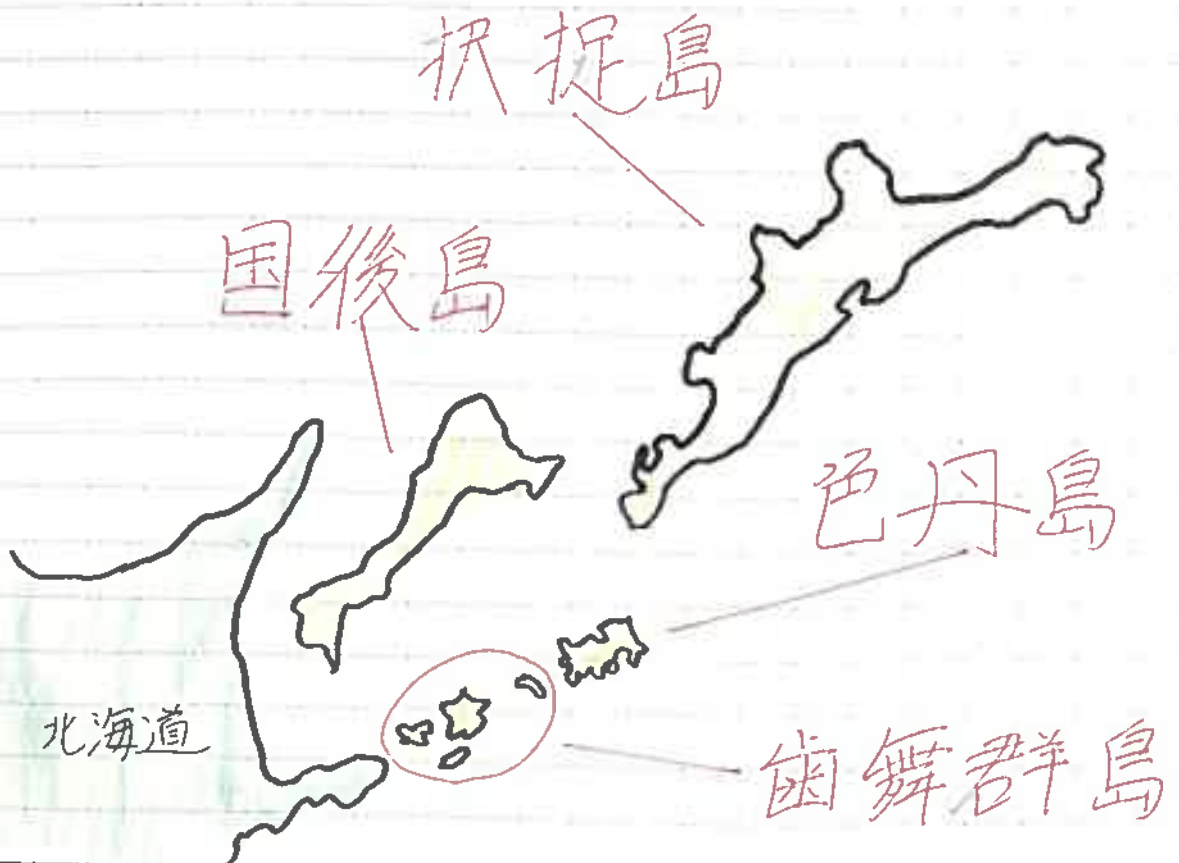
ですが、サンフランシスコ平和条約を連合国側48か国と結び、戦争状態が終了しました。

・条約の内容

内容は全てが1111わけではなく、アメリカによる制限がありました。→

良い部分	悪い部分
<ul style="list-style-type: none"> 占領統治の終了 → 主権の回復 連合国側との関係回復 	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域で例外 (小笠原諸島 沖縄) 48か国のみ (当事者であるソ連 中国など → X)

2-3 領土問題



。北方領土問題

日本とソ連の間の北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)をめぐる問題です。第二次世界大戦終了直後、ソ連は北方四島を支配しました。ところが日ソ中立条約により、色丹島、歯舞群島は引き渡されるはずでした。その後のソ連崩壊や両国の意見の食い違いにより、今でもロシアの領土となっており、現在も日本側が返還を求め続けています。

現在も続いている!

。尖閣諸島問題

日本と中国の間の尖閣諸島(沖縄県の石垣島の近くに浮かぶ無人島)をめぐる問題です。日本側は最初から自国の領土と主張してきました。ですが中国側は最初日本の領土としていました。しかし、1968年石油が豊富に存在するとわかったと突然中国のものだと主張するようになった。最近では両国の船が衝突する事故も起こっています。

。竹島問題

日本と韓国との間の竹島(韓国名…独島)をめぐる問題です。1966年の国連による海洋法条約で経済水域を決める際に、両国が自分の国のものだとし、現在も続いています。ただ日本側は17世紀、韓国側は6世紀の資料に自国の領土だという記録が残っていることを主張しています。両国間で緊張状態が続き、解決の糸口が見えていません。

2-4 2. 国際関係と平和のまとめ

- 日本は戦争に敗戦し、アメリカに占領されてきた。しかし、日米安全保障条約、サンフランシスコ平和条約を結び主権を回復し、平和を取り戻した。

- 現在まで戦争は起こっていない。しかし3つの領土問題が大きな課題になっている。日本は自国の領土として今でも議論が続いている。



まとめ

日本は戦後、平和とはかけ離れた生活だった。
しかし

日米安全保障条約

サンフランシスコ平和条約

により主権を回復、平和へと近づいた。

だが、現在でも

領土問題が続いており、
国際的な平和を築けていない。

ということわかりました。



3. これからの の 日本

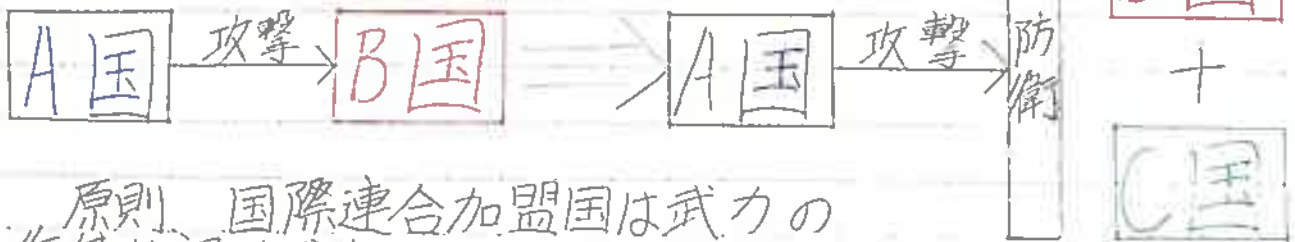


3-1 集団的自衛権

・集団的自衛権とは？

…他国が不当に攻撃や侵略されたときに助ける権利のことです。ではなぜこのような権利が認められたのでしょうか。

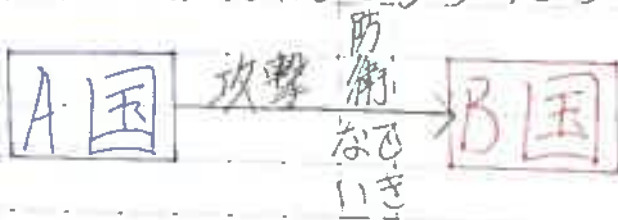
① 集団的自衛権



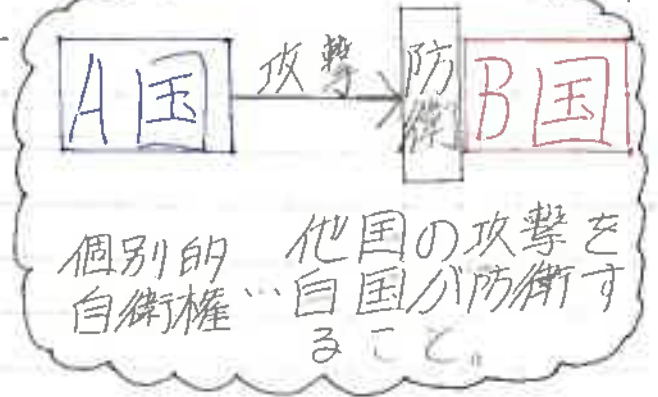
原則、国際連合加盟国は武力の行使は認められていない。
 ただ、上図のようにA国の攻撃が違法で、B国、C国が正しい場合に行使が認められます。



② もし、集団的自衛権が認められなかつたら？



A国が国際連合に加盟していなければ、一方的に攻撃ができるが、B国は抵抗できずに侵略されてしまう。



集団的自衛権(個別的自衛権)が認められた。

集団的自衛権行使容認までの流れ

賛成派

日本の安全保障を
取り巻く環境が変わった
ので必要だ!
(北朝鮮の三サイクル
中国の軍事行動の激化)
またアメリカからも
容認を求められて
いる。

反対派

今までの平和国家
の歩みが覆されされる!
憲法の解釈の変化より
国民投票をして
憲法の改正を
するべきだ!

首相官邸の前で
反対運動が起きる中
半ば強行するような形
で閣議決定

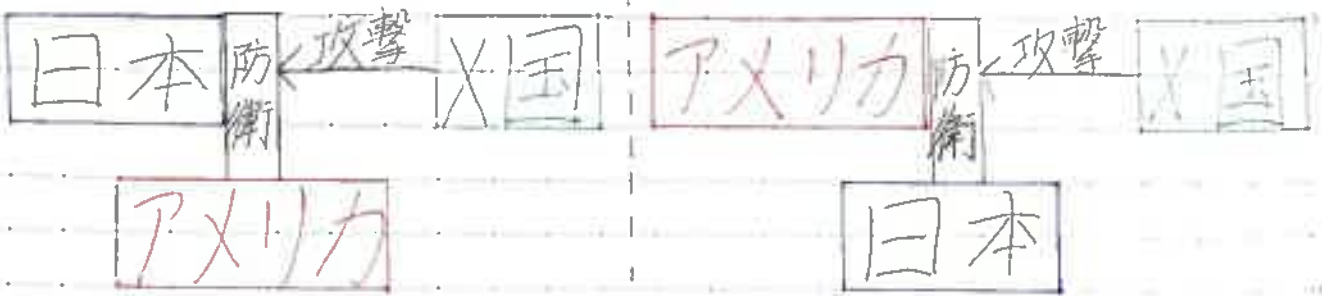
憲法に関わる
大事なところを
強引に変更して
いいのか?

集団的自衛権行使容認へ

今までは憲法9条(8ページ1-4)の解釈に
より認められていませんでしたが、政府が
意向をいきなり変えたため、批判が集中し
ました。

。集団的自衛権の問題点

まず、集団的自衛権を認めため...



日本が攻撃を受けた場合、
アメリカが防衛
してくれるが.....

アメリカが攻撃を受けた
場合、日本が防衛
しなければならない

防衛 = 集団的自衛権を行使した場合、戦争になる？

日本の戦争の定義
戦争 = 武力行使

自衛隊などが国際的な紛争で
戦うこと

↓
集団的自衛権の行使
→ 相手国武装した部隊を
派遣すること

最低限度を超えた
武力の行使になる

今までは戦争とな、たが
政府が9条の解釈を
変えたため

しかし
相手国からの
反撃が日本にくるかも
しれない

↓
戦争にはならなくな、て
しょう

3-2 自衛隊の扱い

・自衛隊は武力？

自衛隊の活動

- ・災害が起きた場合の救助活動
- ・PKOの活動への参加
- ・集団的自衛権行使時の**武力**

まず**救助活動**は、東日本大震災のときなどにたくさん行動しており、今年になっても大雨などの災害時に活躍しています。この部分でみると国の重要な役割をしています。

次にPKO活動への参加は、他国を助けに行くという面では、たくさん活躍しています。ですが、助けに行くということは、何かしらの紛争の場合がほとんどなので、戦争に近づくおそれがあります。

最後に**武力**となる集団的自衛権の行使(10ページ～3-1)は、現在の自衛隊の扱いの1番の問題になってしまいます。



自衛隊は国の安全と平和のために活動していますが、国の平和を奪ってしまう可能性をもつものです。簡単に廃止するわけにもいきませんが、もう1度活動について考え直す必要があると思います。

3-3 9条改正

なぜ改正したいのか？

9条には平和主義、そして戦争の放棄というとても大切なことが書かれています。ですが、政府が改正を求めているのは、

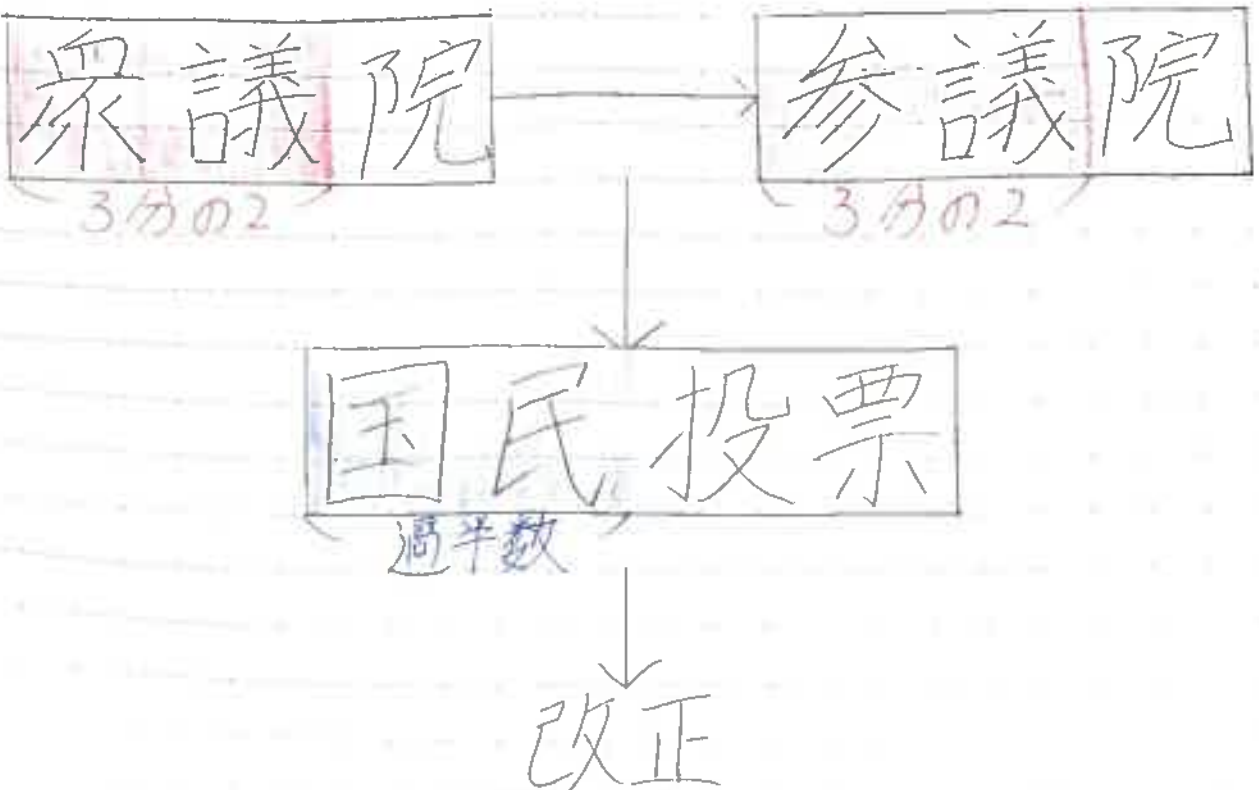
- 憲法の草案は日本人が作っていない
- 集団的自衛権の行使と矛盾する

ためです。

改正には、

衆議院 → 参議院で3分の2以上の賛成
そして国民投票で投票総数の過半数が必要です。

可能性は低いですが、もし改正されてしまうと、少なからず戦争に近づいてしまうと思います。9条は日本の平和のための大切な部分なので、改正はしないべきだと思います。



2-4

3. これからの日本のまとめ

- ・ 集団的自衛権の行使が容認されたため、自衛隊がアメリカを防衛しなくなってきた。
- ・ 集団的自衛権の行使に伴い、9条改正への動きが強まってきた。



まとめ

もし9条が改正される、つまり戦争への政府の考え方が変わってしまうと...
今後、たくさんの国と

集団的自衛権 を行使できるようになるかもしれない。

自衛隊 も防衛とした上で、武力と同等の行動ができる

憲法改正は日本を

→ 戦争 に近づけてしまうと思います。

おわりに

- ・日本は戦争終了後に制定された日本国憲法により、平和を目指している国だということが改めてわかりました。ただその平和を表すうえで一番大切な9条を改正するかもしれないということもわかりました。今回調べていながら、たら9条改正の重大さに気付かなかったと思つたので、いい機会になりました。
- ・日本は戦争を1945年からずっと行わずにきていますが、ですが最近のニュースでは様々な危険なことについての報道が増えています。今回調べた中でも領土問題などがありました。これからは世界との関わりにも興味を持つとうと思えるきっかけになりました。

僕たちが大人な、たどきに困らないよう
改めて平和について中学生のうちから
知っておくべきだと感じました。

今回は最初に予想していたより、いい作品ができたと思
います。これを読んでくれた人が平和について考える
きっかけになってくれたらうれしいです。

最後まで読んでいたとき、ありがとうございました。

日本の平和について
みなさんも1度 考えてみてください！

～感想～

本は難しくて字が多いのもあり大変でしたが、自分で
文章をつまきまとめ、自分で図を考えたのがよ
かったです。

読た本、資料

～本～ → 恵庭市立図書館 本館

。立憲主義とは何か
改めて知る 日本国民の
ための日本国憲法

編集者 太田雅幸
JICA 情報研究所
発行者 渡部哲治
～清水書院～

。18歳からわかる 平和と
安全保障のえらび方

編者 梶原歩 城秀孝
布施祐仁 真嶋麻子
発行者 中川進
～大月書店～

。中高生からの
平和憲法Q&A
著者 高田健 館正彦
～晶文社～

。イラストでわかる
集団的自衛権
発行人 野上龍二
編集人 曾谷貴夫
～英和出版者～

。最新版 図説
よくわかる世界の紛争
2017

編著者 毎日新聞外信部
発行人 黒川昭良
～中央精版～

。一気にわかる！
池上彰の世界情勢 2017
トランプ政権誕生編
著者 池上彰
発行人 黒川昭良
～中央精版～

。雑学 3分間ビジュアル図解シリーズ 憲法
編者・発行所 JICA研究所 発行者 江口克彦

～資料～

。インターネット ... データベース「世界と日本」、外務省HP
→ カンフックス 平和条約 → 日米安全保障条約

。教科書 公民 → 憲法